

小田原市都市公園条例の一部改正

1 改正の目的及び背景

平成29年6月15日に都市公園法施行令の一部が改正され、都市公園を設置する地方公共団体は、一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合（以下「運動施設率」という。）について、100分の50を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならないこととされました。

これに伴い、本市における運動施設率の割合を定めるため、小田原市都市公園条例の一部を改正します。

2 改正する条例

小田原市都市公園条例

3 改正の内容

現在、本市においては、運動施設を有する上府中公園と城山公園は、改正前の都市公園法施行令に定める100分の50を超えない範囲の運動施設率で計画・設置がされ、支障なく運営されています。

また、両公園とも運動施設の敷地面積を著しく大きくする改修計画の予定はないため、条例に定める割合は、100分の50とすることとします。

4 条例の施行予定日

平成30年3月予定